

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
欠席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和7年6月23日（月） 午前8時50分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（13人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（2人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書</p> <p>日程第 5 議案第 15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</p> <p>日程第 6 議案第 16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前8時50分）</p> <p>定刻より少し早いですが、只今より、令和7年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。なお、本日会長が欠席でありまして、愛西市農業委員会規程第3条第3項において、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理するとありますので、田中副会長職務代理に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>副会長さん宜しくお願いします。</p>

副会長	《副会長あいさつ》																											
副会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中13名）で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号5番 日榮 隆広 委員 議席番号6番 佐野 哲司 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 947 1525 1429"> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明書・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・</td> <td>15件</td> </tr> </table>	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件	議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件	議案第14号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書・・・・・・・・	2件	議案第15号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・	27件	議案第16号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・	5件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	12件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・	1件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・	15件
議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件																										
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件																										
議案第14号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書・・・・・・・・	2件																										
議案第15号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・	27件																										
議案第16号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・	5件																										
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	12件																										
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・	1件																										
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	2件																										
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・	15件																										
副会長	<p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について審議をお願いします。なお、議案番号4番については、議席番号15番の 大橋一之 委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号5番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>																											
事務局	<p>《事務局説明》（4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可</p>																											

	要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
副会長	只今、事務局より議案番号 4 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
副会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 番について賛成の方は挙手をお願いします。
副会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。  それでは関係委員に入ってもらって下さい。  《関係委員 着席》  それでは、議案番号 1 番から 3 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 3 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、3 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
副会長	只今、事務局より議案番号 1 番から 3 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
副会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番から 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。
副会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。  続きまして、議案第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・

申請理由を朗読及び説明)

申請者は平成26年3月より会社設立をして、申請地北側にて有料老人ホーム・老人デイサービスセンター(通所介護)を運営しております。更に令和4年には老人デイサービスセンター(認知症対応型通所介護)の運営を開始しました。現在、利用者数は上限いっぱいには達しております。また、当施設は公共交通機関が近くに無いため殆どの従業員が自家用車で通勤しておりますが、既存施設の駐車可能台数は37台しかなく、やむを得ず通路や旋回スペースに車両を駐車しています。しかし、通路や旋回スペースも無く、駐車スペースが十分に確保できないまま営業を続ければ敷地内で事故が起こる可能性もあります。そのため駐車場の確保は急務であり、この度の申請となりました。

今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は、長年に渡り現在の立田工場でコンクリート製品の製造を行っております。立田工場では1日当たり100tの製造体制で稼働しておりますが、今後も増産体制となっております。現在、鉄筋・型枠は当社事業用地内の空いている場所に随時置き、作業の都度、事業用地内をトラックで移動させこの鉄筋・型枠を動かしているため、効率の悪い状況と言えます。完成させる製品置場は顧客に収めるものなので、十分に配慮しているのですが、鉄筋・型枠に関してはどうしても二の次になっていきます。しかし、効率化は必須であると考えれば申請地は既設敷地の隣接地のため、資材置場としてこれ以上の場所はありません。

今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は、今まで事業として行ってきた繊維から一般貨物運送事業と変更しつつあります。そうした中、駐車場がいつも足らず、やりくりをしながらはならない状況となってきております。従業員駐車場を確保しておりましたが、営業車は大きく、いつも他の車をどけて出し入れをするという困った状況が起きております。申請地は同族会社に至近で、もっと営業車を増やす予定もあり、管理上もベストと考えます。

今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は、当社は40年以上前から建設工事の請負施工を主軸とした事業を行っております。事業は順調に拡大し、現在は事務所が手狭になってきたので、新たな事務所を敷地内に建築中です。現状、従業員用駐車場は特に設けていないので、事業用地内の空いているスペースを利用し、その時々対応してもらっていますが、効率の良い事業を行える環境とは言えません。資材置場の一部を建築用地としま

	<p>したので、従業員用駐車場を設ける事で、業務の効率化を図り、働き方改革にも繋がると判断しました。申請地は当社事業用地に隣接する土地で、従業員用駐車場に必要な面積を有しています。土地所有者からも快諾を得る事ができました。</p> <p>今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>申請者は、現在、駐車場として100%活用されており、農地としての再利用が現状困難なため、駐車場として正式に転用することでより適切な管理を行い、地域住民の利便性向上に寄与しています。周辺環境への影響を最小限に抑えつつ地域の需要を引き続き満たしていきたいと考えています。</p> <p>今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>太陽光の申請です。計画では160枚のパネル(発電出力:95.2kw)を設置し、総事業費は約1,210万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>太陽光の申請です。計画では158枚のパネル(発電出力:92.43kw)を設置し、総事業費は約1,343万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>太陽光の申請です。計画では136枚のパネル(発電出力:79.56kw)を設置し、総事業費は約1,150万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p> <p>副会長 只今、事務局より議案第8号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>浅井委員 申請番号5番の譲受人について、管理組合は法人ですか。</p>
--	--

事務局	<p>任意の団体になります。月極駐車場として借り受ける方々が管理をするために設置されたものです。</p>
副会長	<p>宜しいでしょうか。      それでは、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>(全員挙手)      有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 2件について審議をお願いします。      事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から2番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)      以上、2件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)      宜しいでしょうか。      それでは議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 2件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>(全員挙手)      有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について 27件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から27番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)      申請番号1番から27番、全体筆数は114筆、面積は107,251㎡です。</p>

	<p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として20名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきまして、作物は水稻、レンコン、花き、蔬菜です。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は7月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和7年8月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第15号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 27件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
副会長	<p>続きまして、議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 5件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から5番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、5件につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>只今、事務局より議案第16号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

副会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》  (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)  以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)  以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・取消事由・受理通知交付年月日を朗読説明)  以上、2件の届出を受理いたしました。</p>
副会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)  宜しいでしょうか。  それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》  (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から15番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)  以上、15件、23筆の合意解約を受付いたしました。</p>
副会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
副会長	<p>(発言なし)  宜しいでしょうか。  それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時25分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年6月23日

副 会 長  
(会長職務代理)

田 中 光 義

議事録署名者  
議席番号5番委員

日 榮 隆 広

議事録署名者  
議席番号6番委員

佐 野 哲 司